

平成27年第1回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 会 平成27年2月27日 午前10:00

○散 会 午後 4:53

○出席議員（18名）

1 番 鑑 仁 志	2 番 堀 井 克 見	3 番 佐々木 嘉 一
4 番 小 林 悟	5 番 澤 井 昭二郎	6 番 藤 原 幸 雄
8 番 藤 原 典 男	9 番 西 村 武	10 番 千 田 正 英
11 番 戸 田 俊 樹	12 番 菅 原 理恵子	13 番 中 川 光 博
14 番 佐 藤 義 久	15 番 児 玉 春 雄	16 番 大 谷 貞 廣
17 番 伊 藤 正 吉	19 番 鈴 木 斌次郎	20 番 伊 藤 榮 悦

○欠席議員（1名）

18 番 菅 原 久 和

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 幸 村 公 明 兼新庁舎建設室長
市民生活部長 藤 原 貞 雄	福祉保健部長 鈴 木 司
産業建設部長 児 玉 俊 幸	水道局長 鈴 木 利 美
教育部長 兼教育総務課長 菅 原 一	会計管理者 川 上 護
農業委員会事務局長 根 一	生活環境課長 (部長待遇) 関 谷 良 広
総 務 課 長 小 玉 優 子	企画政策課長 栗 山 隆 昌
財 政 課 長 菅 原 剛	市民課長 門 間 正 博
健康推進課長 嗟 峨 司 子	産業課長 小 玉 隆
幼児教育課長 佐々木 雅 輝	生涯学習課長 川 上 裕 隆

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊藤 清 孝 議会事務局次長 鈴木 整

平成27年第1回潟上市議会定例会日程表（第3号）

平成27年2月27日（3日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（伊藤榮悦） 皆さん、おはようございます。傍聴者の皆さん、朝早くからご苦勞様です。

ただいまの出席議員は18名であります。

なお、18番菅原久和議員から所用のため欠席の届け出がありましたので、報告します。定足数に達しておりますので、これより平成27年第1回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（伊藤榮悦） 日程第1、一般質問を行います。

本日の発言の順番は、12番菅原理恵子議員、4番小林悟議員、14番佐藤義久議員の順に行います。

12番菅原理恵子議員の発言を許します。

○12番（菅原理恵子） おはようございます。傍聴者の皆様、悪天候の中、早朝よりご苦勞様でございます。また、当局におかれましては一般質問のご準備をなさってください、ありがとうございます。

公明党の山口代表は、昨日、今月3日に成立した2014年度補正予算に盛り込まれましたプレミアム付き商品券に関しまして、18歳未満のお子さんがある家庭が優先的に購入できる商品券などと、工夫やアイデアを競うくらい知恵を出すことが本来の補正予算の趣旨にかなうとされております。本市でも2割のプレミアムをつけることと致しましたが、工夫をしていただきたいと思っております。

それでは、大きく3点について通告書どおり一般質問をさせていただきます。

大きく1点目、待機児童解消について。

平成27年度内閣府予算案の主要施策（子ども・子育て関係）部分では、子ども・子育て支援新制度の実施と待機児童解消に向けた取り組みとして、全ての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図ることと致しました。また、厚生労働省では、待機児童の解消を図るため「待機児童解消加速化プラン」の取り組みを強力に進め、保育所等の施設整備や小規模保育等の改修による受け入れ児童数の拡大を図る。また、「保育士確保プラン」に基

づき、保育士・保育所支援センターの機能を強化し、離職した保育士に対する定期的な再就職支援等を実施することを盛り込みました。その中の「待機児童解消加速化プラン」の推進（保育所等の緊急整備）について、「待機児童解消加速化プラン」に基づき待機児童解消に意欲のある自治体を強力に支援するため、平成27年度における保育所の整備を一部前倒しして、平成26年度補正予算に120億円を計上致しました。

本市におかれましても待機児童がおられ、今月に入ってから、「4月から育休が終わり仕事に復活しなければならないのに、認定されない」、また「2番目を出産し育休後仕事に行くにも、通所していた上の子も取り消しが来て、2人とも認定されなかった」等々、相次いで問い合わせがあります。相談者はいずれも育休ということで、職場復帰を願っております。

本市の子ども・子育て支援事業計画（仮称）案がございます。その中の計画の趣旨に、「妊娠・出産・子育ての希望が実現できる社会へ」を含む4本柱で施策を推進してきました。さらに、子育ての孤立感と負担感の増加や深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足、女性の社会参画を支える支援不足（M字カーブの解消）、地域の実情に応じた提供対策などと併せて、子ども・子育て支援の質と量の不足を解消するために、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の3つを柱として掲げております。さらに、仕事と生活との調和の推進、妊娠中、産休・育休明けから切れ目のない支援、児童虐待の問題や、一人親家庭、障がいのある子どもへの支援などを重視することを基本目標に定めております。

東洋経済都市データパックによりますと、安心度と致しまして、出生数、保育所定員数、待機児童数など、利便度・快適度・富裕度・住居水準充実度からなる住みやすさランキング、北海道・東北ブロックで本市が12位という結果が出ておりました。期待を寄せて本市に移住者が増加するかもしれません。そこでお伺い致します。

（1）基本目標の「保育の量的拡大・確保」について。

通常保育事業概要に、3歳以上児が減少し、未満児が増加傾向にあると記載されております。未満児の増加により、保育量拡大・確保が必要です。妊娠・出産・子育ての希望が実現できる社会へ、待機児童問題に小規模保育事業の開設に向けて準備なさっている事業主はおられるか。また、開設に向けての斡旋をどのようにお考えか、お聞かせください。

(2) 保育士確保について。

①冒頭述べましたように、保育士不足で残念ながら待機児童がかなりいらっしゃいます。「保育士確保プラン」に基づき、離職した保育士に再就職支援等の呼びかけをなさってはいかがでしょうか。

②待機児童解消のためにも保育士確保は喫緊の課題です。「非常勤で入っても正職になるのは難しいし、なれない。将来展望したときに非常勤ではだめだ」などといった声を参考に、募集職員の数人を非常勤から正職に条件緩和してみてもはいかがでしょうか。

大きな2点目、糖尿病の重症化予防について。

厚生労働省は、昨年(2014年)9月、2013年度に全国の医療機関に支払われた医療費が過去最高の39.3兆円になりました。これは前年度比プラス2.2%で、75歳以上ではプラス1.7%となっております。団塊の世代が75歳を迎える2025年には、約54兆円に達すると予想しています。

本市の国民健康保険の加入世帯は、平成26年度、今年の1月現在で4,838件、加入者数8,170人となっております、単月で37人減となっております。

人口約24万人、高齢化率30%の広島県呉市では、医療費が約60万円となった平成19年に、医療費の適正化を図るため、国民健康保険加入者のレセプトをデータベース化し、患者に処方された医療品や診察内容の分析を行い、ジェネリック医薬品に切りかえることで医療費削減に効果があるとされる患者を対象に、「ジェネリック医薬品の使用促進通知」を平成20年7月から毎月実施し、その結果、対象者の8割がジェネリック医薬品に切りかえ、平成24年6月までに約3億5,000万円の削減につながっています。ジェネリック医薬品については、私も平成25年3月議会で取り上げましたが、本市でも啓発に取り組んでくださっております。

さらに呉市は、医療費が高額になる糖尿病性腎症の重症化を予防する事業にも力を入れております。糖尿病性腎症は、糖尿病が重症化し、高血糖によって腎機能が低下する病気ですが、悪化すると腎不全に陥り、人工透析が必要となります。この事業は、患者の治療内容や投薬情報などが記されたレセプトのデータから糖尿病などの患者を抽出し、対象者に独自の予防プログラムへの参加を促すものです。予防プログラムの期間は6カ月で、医療機関と連携して保健指導を実施する事業です。呉市では、新規の人工透析が減少傾向にあり、重症化の予防につながっております。そこでお伺い致します。

①ジェネリック医薬品の啓発での評価はいかがでしょうか。どのくらいの削減につな

がっておりますでしょうか。

②医療費の抑制と患者の身体的な負担軽減を目指し、診療報酬明細書・レセプトを活用し、糖尿病の重症化を予防する事業の推進についてのお考えはいかがでしょうか。

大きな3点目、有害駆除隊の組織化について。

東北農政局・鳥獣被害防止特措法では、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律が平成20年2月21日に施行され、同日、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための施策を実施するための基本的な指針が公表されております。法においては、市町村は被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、基本指針に即して、単独で、または共同した被害防止計画を定めることができるとされたところで、被害防止計画を定めた市町村及び計画に基づき鳥獣被害対策実施隊を設置した市町村に対しては、国及び県の支援措置が受けられるとされております。

また、鳥獣被害対策実施隊の概要では、市町村は、被害防止計画に基づく捕獲、防護柵の設置等を実施するため、鳥獣被害対策隊を設置することができます。市町村長が鳥獣被害対策実施隊の隊員を指名または任命する場合には、被害防止対策への積極的な参加が見込まれる者を指名または任命することになります。

実施隊の設置にあたっては、(1) 隊員の報酬や公務災害補償措置を条例で定めると、(2) 市町村長が隊員を指名または任命すること等の手続が必要です。

実施隊への優遇措置としては、①狩猟税の軽減、②公務災害の適用、③活動経費に対する特別交付税措置、④ライフル銃の所持許可の特例等の優遇措置があります。市町村が負担する実施隊の活動に係る経費については、その8割が特別交付税措置されます。

秋田県25市町村のうち平成26年4月現在で設置している市町村は16となっており、近隣市町村では井川町が昨年4月1日施行で鳥獣被害対策実施隊を設置致しました。全国的にも狩猟者の高齢化や若者の減少が問題となっております。いずれにしても実施隊の設置は有力な武器と言え、本市でも有害駆除隊の組織化が必要と考えられます。市長のご所見をお伺い致します。

以上、大きく3点にわたりまして壇上からの一般質問とさせていただきます。ご答弁のほど宜しくお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） 当局より答弁を求めます。肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 皆さん、改めておはようございます。

12番菅原理恵子議員の一般質問の1つ目、「待機児童解消について」、(1) 保育の

量的拡大・確保について私、（２）については総務部長から答弁します。

それでは、お答えを致したいと思います。

27年4月より、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども子育て支援新制度」がスタートしますが、国では待機児童の解消を図るため、子ども子育て支援新制度の施行を待たず、「待機児童解消加速化プラン」を進めております。平成29年末には全国で新たに6万9,000人の保育士が必要となる見込みで、「保育士確保プラン」に基づき、人材育成、就業継続、再就職支援、働く職場の環境改善の4つを柱に、保育士の確保を目指しております。

昨日、藤原議員、伊藤議員の質問にもありましたとおり、保育士不足のため入園許可のできない新入園児がおりますので、今後も鋭意保育士の確保に努めてまいりたいと思っております。

4月からの「子ども子育て支援新制度」のスタートに伴い、子ども・子育て支援事業計画を作成中でございます。市民の皆様からの意見等を反映させながら、子ども子育て支援政策の充実に努めてまいります。

そこで1点目の「保育の量的拡大・確保」についてですが、12月定例会で可決いただきました潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく小規模保育事業を含めた家庭的保育事業等の開設に向けての意思表示、事業所の開設準備している、民間の参入すると思われている方のことですが、現在のところ本市に事業主の申し込みがない状況でございます。

また、平成27年度は新制度の初年度であることから、今後、新規事業所参入等について、ホームページ等を活用しながら周知を図ってまいりたいと考えております。

2点目の保育士の確保についての①につきましては、「保育士確保プラン」には有資格者の掘り起こしがあり、園長や保育士を通して離職者、いわゆるOBや有資格者に再就職を呼びかけて復職した保育士もいるところですが、これまで以上に呼びかけを行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 菅原議員の一般質問の1つ目、「待機児童解消について」の2点目の②非常勤保育士を正職員にすべく条件緩和してみてもどうかというご質問にお答えします。

本市では定員適正化計画に合わせ、職員採用をしております。保育士につきましては27年3月末退職の予定者はありませんが、27年4月に3人を新規採用する予定となっており、保育士の増員を図ることとしております。本市の職員数の目標数値を設定し、定員管理の適正化を推進する定員適正化計画により、決められた職員数の中での採用となっており、保育士も定数内職員に入っていることから、このたびはその分一般事務職員が足りなくなり、負担がかかることとなります。

また、保育士採用試験には、潟上市だけでなく他市町村からも受験申し込みがあります。毎年、意欲のある市の非常勤保育士も数名受験しており、あくまでも公平な判断により採用しておりますことをご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 藤原市民生活部長。

○市民生活部長（藤原貞雄） 12番菅原議員の一般質問の2つ目、「糖尿病の重症化予防について」お答え致します。

1点目の「ジェネリック医薬品の評価について」であります。本市の国民健康保険事業におけるジェネリック医薬品差額通知につきましては、ジェネリック医薬品の利用促進により医療費の削減と患者負担の軽減を図るため、対象要件を16歳以上としジェネリック医薬品に切りかえた場合、自己負担額が500円以上安くなり、投与日数が14日以上ある被保険者に対して、平成25年度から定期的に年2回通知しております。

ご質問のジェネリック医薬品の評価については、システム上、年度をまとめた数字は平成27年度からでなければ把握ができないため、平成25年5月診療分と平成26年5月診療分を比較した場合で申しますと、調剤費が267万円減少し、ジェネリック医薬品へ切りかえられた割合は約9%増加しております。

このことから、調剤費全体が減少している中でジェネリック医薬品が伸びていることは、効果があらわれてきているものと認識しております。

ジェネリック医薬品の啓発活動につきましては、今年度から実施している保険証の更新時においてジェネリック医薬品希望シールを同封し、保険証やお薬手帳に貼りつけることにより患者本人が気軽に変更の意思を伝えることができる対策など、今後ともPR活動に努めてまいります。

次に、2点目の「糖尿病の重症化を予防する事業の推進」につきましては、本市の国民健康保険において、生活習慣病のうち特に糖尿病・高血圧症・脂質異常症等の発症の早期発見により重症化を防止するため、保健事業として40歳以上の加入者を対象に特定

健康診査・特定保健指導のほか人間ドックを実施して、被保険者の健康増進や医療費の抑制に努めております。

ご提案の診療報酬明細書、レセプト活用までには至っておりませんが、糖尿病の重症化予防につきましては平成20年度から既に行っております。平成26年度は保健指導として、積極的・動機づけ支援者185人、1月31日現在の数字でございますが、それに対し保健師・管理栄養士が訪問し、食事や運動、生活面での指導をしております。また、糖尿病の検査数値が規定より高い方については、糖尿病治療の有無にかかわらず、管理栄養士が訪問し必要に応じ受診勧奨や食事指導を行い、重症化予防に努めております。これらの結果、指導した人の約3割の人に改善が見られ、重症化予防に一定の効果が見られてきていると考えております。

今後は、利用可能となった国保データベースシステムからのレセプトや医療費分析を活用し、保健事業と連携して更なる重症化予防を進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 菅原議員の質問の3つ目、「有害駆除隊の組織化について」お答えを致します。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律は、農山漁村地域において鳥獣被害が深刻な状況にあり、その被害防止のための政策を総合的かつ効果的に実施するために平成19年に制定され、平成24年には、対策の担い手の確保、捕獲の一層の推進を図るための一部改正が行われております。

全国的に被害防止対策の実施者である狩猟者が減少しており、本市においても10年前に比べると猟友会員が半分以下になっており、担い手の確保に苦慮しているところでございます。

鳥獣被害対策実施隊の設置につきましては、県が定める鳥獣保護事業計画書との整合を図りながら市の鳥獣被害防止計画を定めないと、隊を設置できないこととなっております。現在、潟上市鳥獣被害防止計画策定に向け、鳥獣の農産物への被害状況の把握に努めております。

隊の設置につきましては、隊員となる猟友会と協議しながら検討していきたいと考えておりますので、宜しくお願い致します。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 12番、再質問ありますか。12番。

○12番（菅原理恵子） 1の待機児童解消についての（1）なんでございますけれども、これ、家庭的保育、小規模保育事業の事業主さんが今のところいない、一緒にしているところが今のところいないという答弁をいただきました。これ、やはり待機児童解消にとっては、やはり必要不可欠な事業だと思っております、私自身。それでやはり、ホームページで掲載して待っているのではなく、これ、誠に申し訳ないんですけれども営業というような形というか、その事業主さんのところに出向いて斡旋するというようなことはできないものなのではないでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 先ほどの、昨年の12月に条例を可決いただきましたこの点についての新規加入の事業所については、問い合わせは1件あったそうです。じゃあ4月からすぐということなのかどうか。これについては、今のところまだはっきりしておらないということです。

それから、小規模の家庭的な事業所は、法人格の中にある例えば病院とかですね、そういう保育所の部分についてはありますが、その施設の保育士の確保、あるいは面積、これらについてある程度制約がございますので、そういう意味では公立の市の待機というものに対しては、まず3月まで何とか努力して待機を少なく、できればゼロに近いほどもっていくのが当たり前と思っておりますので、そういう意味では是非とも努力して頑張りたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 12番。

○12番（菅原理恵子） 問い合わせ事業主が1件あったということを伺いまして、やはりその1件あったところに何とか焦点を当てながら、そういう事業主が一つでも出てくることを願っておりますので、この点宜しくお願い致します。

（2）の保育士の確保の①なんでございますが、これ、冒頭に述べましたように保育士不足って、声かけをなさっているということを知りました。その反応というものはいかがだったのでしょうか。ひとつ教えていただけますか。

○議長（伊藤榮悦） 教育長。

○教育長（肥田野耕二） 私ども都度、広報にはずっと保育士の募集をしております。あってもなくても、何とか募集してほしいということを出してきました。現在、これか

ら就職とか卒業とかいろいろ出てくる関係上、こちらの方にも直接お願いをしながら進めているところですし、ハローワーク、あるいは先ほどの広報等の募集、これを含めて毎回毎月出しているということで、そういう意味でも何かこう情報でもあれば、湿気を感じながら保育士の免許ある人をもしいるとすれば、直接お願いをしたりということも場合によってはあり得ると。ただ、簡単にこう、ある程度のプロセスもありますので、いたからどうのこうのということではなくて、やはりしっかりしたプロセス、例えば面接とかいろいろそういうふうなところを登録しながら進めているということでございます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 12番。

○12番（菅原理恵子） 公明党では、地方創生は知恵は現場にありとして、地域住民の知恵と発想を柔軟に転換できる仕組みづくり、現場で生きる人々が力を存分に発揮できる、人が生きる地方創生を求めています。

先日なんですが、退職を機に離職した方よりちょっとお話を伺うことができました。その方がおっしゃるには、本当にもう体力的にも限界というものを感じてるので、4、5時間、乳幼児を担当することは可能だと思いますというようなお話をいただきました。市のホームページの非常勤の募集に対しまして、やはり朝8時から5時とか、不足というか、ごめんなさい、ちょっと表が、ごめんなさいね、これは時間を区切ることはできるのでしょうか。やはり4、5時間だったら体力的に大丈夫なんですけれどもというような声を、やはりいただいたんですね。離職の方から。やはりOBということで、もうプロだということで安心感もあります。そういう方にやはり非常勤として再度就職していただくためには、時間的な配分も考慮してはいかがでしょうかということで人材確保には不可欠だと思いますけれども、この点について再度お伺い致します。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 時間的な配慮ということですが、まず保育士の復職しているOBで現在5人おります。それから、これから先ほど恐らく時間がある程度あれば働いてもいいよという方かなとこちらで取りましたが、5時間、7時間、こういうセッティングもあります。そういう意味では、体力的に確かに大変なところもありますが、現在ゼロ歳、あるいは3歳、4歳、こういうところに配慮しながら時間をとりながら、その人の見合うようにという、100%じゃないけれども何とかそういう努力をしながら復職をして進めているということでございます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 12番。

○12番（菅原理恵子） 時間的配分も考慮しながら非常勤募集するということで、はい、じゃあ宜しくお願い致します。

2番目の待機児童解消のための保育士確保ということで、この声なんですけれども、今それこそ学生さんなんです、短大生という形でちょっと声をいただいたんですけれども、時給1,000円というのはパートとかアルバイト感覚だったら魅力的かもしれないって。でも資格を取得して仕事していく、働いていくには、将来性がないんです。だったら最初から条件のよいところで働いた方がいいということで、秋田市とかに就職しますという声を聞いたんですね。そのときに、若い人がやはり流出しないように地元で働ける条件を提示していくことも大事だと思って、この言葉というか声をのさせていただいたんですけれども、4月から新規採用をしていくということで4人ぐらいとおっしゃいましたか。数字、再度お知らせください。あっ、3人、3人。じゃあ、新規採用3人、これは正職という形でよろしいのでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 菅原議員にお答え致します。

今回3人とお話ししたのは4月から正職員として採用する職員の数ということで、ご理解ください。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 教育長。

○教育長（肥田野耕二） 先ほどの非正規の職員というんですか、この方の優遇のことがちょっとありましたので、これについては昨日も市長からちょっとお話がありましたが、昨年度からこれまで1時間当たり800円の金額でした。それを200円引き上げてまして1,000円にやっています。この1,000円の、この200円上げるというと財源が一千二、三百万円ぐらいかかります。そういう意味では優遇措置をできるだけ考えながら、保育の機能に支障が起きないように、その方々の働く、一生懸命出勤できる、そういう優遇というものを考えながら、今出しております。そういうことで、この後また国の、先ほどの加速化プラン、あるいは保育士の関係の増員の関係とか、国がその支援をするということもこの後期待しながら経営をしてまいりたいということに考えております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 12番。

○12番（菅原理恵子） ありがとうございます。1番に関してはこれで終わりたいと思いますけれども、提言と致しまして、例えば本市で3年間働けば返済が免除されるなど、保育にかかわる有利な人材の育成と定着を支援できる就学資金貸付事業を実施すべきと考えますがいかがでしょうかということで、これは提言とさせていただき、1番はこれで終わりたいと思います。

2番目、糖尿病の重症化予防についてでございます。これは、呉市で行っているのは糖尿病だけではなく、さまざまな事業にもヘルスデータを活用しております。レセプトデータの分析をもとに呉市では、糖尿病の重症化予防、頻回受診者への指導、ジェネリック医薬品普及のための通知などの保健事業を実施しております。その結果、レセプトデータの活用に向けて呉市が民間などに投資した額の約8倍の医療費を、減額することができたというデータがございます。導入の余地があると思いますが、この点について再度お伺い致します。いかがでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 藤原市民生活部長。

○市民生活部長（藤原貞雄） 菅原議員の再質問にお答え致します。

繰り返しになる部分もあると思いますが、ジェネリック医薬品のことにつきましては、平成25年度に比較して最近ではテレビ・CMなど報道機関の取り上げ機会も増え、処方箋には説明書きを追加したり、後発医薬品利用の周辺環境が改善してきていると感じております。先ほど申し上げました数値的にも伸びが見えますので、今後とも、先ほど申し上げました医療品・医薬品希望シールというものを保険証の更新時に配布して、最近のカード社会からカードを増やすことなく貼ることによって手軽に意思表示ができる医薬品希望カードを被保険者に配布しまして、利用増進を図ってまいりたいと考えております。今後とも、広報掲載、ホームページの明示、会議等で啓発等を広く進めてまいります。

それから、健康指導等の方につきましては、福祉保健部の方からお話しさせていただきます。

○議長（伊藤榮悦） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 12番菅原議員にお答えします。

本市のいわゆる糖尿病を含めた生活習慣病予防事業については、先ほど述べたとおりであります。その結果としてちょっと話をさせていただきますけれども、20年度から特

定健診が始まって、その中で血糖値あるいは脂質、血圧、そうしたいわゆる保健指導に力を入れてきているというふうなこと。その中から、いわゆる保健指導の必要な人、いわゆるメタボなり、あるいは特定保健指導において訪問指導の必要な人、そうした人への活動も行っているというふうなことでもあります。ちなみに25年度に、いわゆる積極的あるいは動機的支援でもって訪問指導して、144人の方に訪問指導し、42人の方がいわゆる改善しているというふうなことで、3割方がそういう我が市のいわゆる保健指導の中で効果を見せているというふうな状況です。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 12番。

○12番（菅原理恵子） 言葉足らずで申し訳ありませんでした。本当にジェネリック医薬品に関して、そういう促進に関して効果が出てるというのは先ほどお話を伺って十分理解したつもりでした。データベースを利用した更なる促進をしていくという答弁もいただいておりますので、更なるデータヘルス促進に向けて先ほど質問したつもりだったんです。申し訳ございませんでした。

日本最高戦略の中の国民健康寿命の延伸を目指す新たな取り組みとして、全ての保険者がレセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康促進や保持増進のための事業計画としてデータヘルス計画の作成、公表、事業実施、評価等の取り組みを推進するように法整備されたところでございます。やはりこのレセプトのデータに基づく計画をどのようにお考えでしょうか、お知らせください。

○議長（伊藤榮悦） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） お答えします。

鴻上市でこのデータベース化に取り組んだというのが昨年ということですので、そこから今積み上げをして、これからそのシステム化をしながらそのデータの生かし方を研究していくというふうに考えています。

菅原議員のお話のありました呉市についても、19年度から始まったというふうなことですけども、この19年度からというとかれこれ7、8年たってるわけです。今現在まだモデル事業というふうなことでお話を聞いてます。ですから相当の時間を経過しながら今に至っているというふうなことのご理解をいただきたいということが1つ。鴻上市でもそのデータを使いながら今後いわゆる保健指導に生かしていくという、この方向性は当然検討していかなくちゃならないというふうに思ってます。

○議長（伊藤榮悦） 12番。

○12番（菅原理恵子） ありがとうございます。2番に関しては終わります。

3番、有害駆除隊の組織化についてでございます。

これは、やはり狩猟者の高齢化や若者の減少が問題となって組織化をお願いしているものでございます。10年前に比べると本市でも半分以下に減少しているという答弁をいただきましたが、やはり策定に向けて検討していただきたいと思っております。この狩猟隊の方のお話を伺うと、カラス駆除は5月から7月、熊が出た月から約1カ月から2カ月活動していると伺っております。やはり高齢化とともに猟友会をやめる人、若い人が入ってこないという現状を食いとめるためにも、何とか組織化をしていただきたいという要望を、切な要望といえますか、そういう要望をされたものですから一般質問をさせていただきます。策定に向けて検討していきたいという答弁もいただきましたので、是非とも一日も早く組織化に向けての検討をお願いしたいと思います。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤榮悦） これをもって12番菅原理恵子議員の質問を終わります。

4番小林悟議員の発言を許します。4番。

○4番（小林 悟） それでは、一般質問の機会を与えていただきまして大変ありがとうございました。私からは3つの質問を致したいと思います。

1つ目は、潟上市の地方創生策について。2つ目は、地域審議会の廃止と新市建設計画の重点プロジェクトについて。3つ目ですけれども、大久保駅東西自由通路の建設について。この3つについてご質問致しますので、宜しくお答えお願い致します。

最初に、潟上市の地方創生策について。

平成27年度は「潟上市総合発展計画」の最終年度となり、平成28年度からの新たな発展計画の策定年度となります。この計画には、潟上市における産業の振興、雇用の創出、高齢化対策、人口減少対策、地域の活性化等、さまざまな課題に対してどのように取り組んでいくのか具体的な施策が盛り込まれていると思っておりますが、その中の「地方創生策」について、次の2点についてお伺い致します。

1) さまざまな施策を展開し、その相乗効果を図っていくことが、潟上市の地方創生を進めていくことになるのではないかと考えます。平成27年度から行政組織の見直しが行われますが、地方創生策を総合的に調整し、まとめていく部、課、班はどこになるのか、また、そのための委員会、プロジェクトチーム等を検討しているのか、平成27年度

の具体的な取り組み方針等、現段階のお考えについてお伺い致します。

2つ目ですけれども、地方創生策の一つとして地域の活性化が挙げられますが、手法として新たな地域資源の開発が重要であることはもちろんですが、今ある地域資源を見つめ直し、それを活性化に生かしていくことも重要な手法ではないかと思えます。

この間の1月25日の秋田魁新報の「高校生が選ぶ25市町村みんなの地域遺産・潟上市」における「モノ・人部門」の第1位は「佃煮」、第2位は「石川理紀之助」、第6位に「梨」、7位が「こけし」となっており、残念ながら「北限のフグ」、それから「花き園芸」、「地元産の日本酒、味噌・醤油」は入っておりませんでした。また、「場所部門」には「豊川油田」、「伝統・祭り部門」には「新関ささら」が入っておりませんでした。高校生が選んだということではありますが、我々の情報発信のあり方について考えさせられる結果であったと思えます。今後、地域の活性化に向けてさまざまな地域遺産を生かしていくことになるのかと思えますが、平成27年度の具体的な取り組み方針等、現段階での考えについてお伺い致します。

2つ目です。地域審議会の廃止と新市建設計画の重点プロジェクトについて。

合併10年が過ぎ、地域審議会を廃止する条例案が上程されましたが、このことについて次の3点についてお伺い致します。

1) 地域審議会の廃止については、地域審議会の委員の皆様については説明をし、ご了解をいただいたものと思えますが、審議会委員の皆様からはどのような意見が出たのかお伺い致したいと思えます。

2つ目、地域審議会の条例第3条に、地域審議会は「新市建設計画の変更、新市建設計画の進捗状況、新市の基本構想の作成及び変更、その他市長が認める事項について市長の諮問に応じて審議し答申する。」、「必要と認める事項について審議し、市長に対し意見を述べることができる。」とうたわれております。このことは、新市建設計画の期間についてのことと考えるのが一般的な解釈ではないかと思えます。

新市建設計画は5年延長になりましたが、ここで地域審議会を廃止することにより、例えば新市建設計画にうたわれている重点プロジェクトについて、市長が地域に対して諮問する公式の場、地域が市長に対して意見を述べる公式の場がなくなることになるのではないのでしょうか。2月1日の秋田魁新報の「飯田川地区地域審議会」の記事の中で、「審議会にかわるような仕組みは考えているのか」との意見が掲載されておりました。新市建設計画のこの後の5年間についての第3条でうたった事項について、市長のお考

えをお伺い致します。

3) 新市建設計画でうたわれている「新市まちづくり重点プロジェクト」の中の、まだやってない未実施事項については、新たな発展計画の中でも重点プロジェクトとしてうたわれることになるのではないかと思います。前期5年間の中で取り組んでいきたいと考えている事項、また後期5年間に引き継いでいきたいと考えている事項、あるいは計画から外すべきと考えている事項等について、市長の現段階のお考えをお伺い致します。

3つ目、大久保駅東西自由通路の建設について。

平成27年度当初予算に大久保駅舎建設事業費が計上されております。大久保駅については、新市建設計画の中の新市まちづくり重点プロジェクトに「大久保駅東西自由通路建設」とうたわれており、東西自由通路の建設が旧昭和町時代からの懸案事項でありました。このことについて、私は先日、JRの担当の方からJR側の考え方を伺ってまいりましたが、東西通路建設の可能性については全くゼロではないと、要は市としての考え方によるのではないかとの理解を得てきました。先の議会で同僚議員の一般質問の際に、地域バランスを考慮して現段階では考えていない旨の答弁がありました。このことについてお伺い致します。

合併時とは駅の利用状況も変わり、地域バランスを考慮して施策を展開していくことはもっともなことだと思います。しかしながら、新市建設計画の重点プロジェクトとして位置づけられている東西自由通路でありますから、その必要性について、地域や駅利用者の意向を改めて確認する必要があると思います。昨年の6月定例会での私の一般質問に対して、市長からは「東西自由通路は、街路計画、踏切問題とも深く関係しており、現段階ではJRとの検討はしていない」旨のご答弁をいただいております。私は市長のご答弁のとおり、東西自由通路建設は踏切問題や街路計画と密接に関連していると思います。

そここでご質問ですが、「東西自由通路、街路計画、踏切問題」等を含めた大久保駅周辺の整備事業について、今後、地域や駅利用者の意向を調査していくことが必要なのではないでしょうか。市長のお考えをお伺い致します。

これで壇上からの質問を終わりますので、宜しくお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 4番小林悟議員の一般質問の1つ目、2つ目についてお答えを致し

ます。

ご質問の1点目、「本市における地方創生の推進体制」についてお答えを致します。

本市で地方創生策を総合的に調整、取りまとめる部署につきましては、27年度も総務部企画政策課企画政策班であります。

潟上市版総合戦略策定にあたっての庁内策定体制は、私を本部長とする「（仮称）地方創生本部」の中に関連課長で組織する「幹事会」を置き検討を進めたいと考えております。

なお、本市では次期総合計画の策定期間と重なることから、素案等の作成にあたっては、次期総合計画の策定と連動して班長クラスが行うことを予定しております。

また、総合戦略に住民意見を反映させるため、市民からなる「（仮称）地方創生推進会議」を立ち上げ、素案の検討を進めることとしております。

27年度は次期総合計画と総合戦略の策定作業が重なります。どちらも本市の将来像を描く重要な計画となることから、これらをうまくリンクさせ、地方創生策を練り上げたいと考えております。

ご質問の2つ目、「地域資源を活用した活性化策」についてお答え致します。

まちの活性化には新たな地域資源の開発はもちろん、今ある資源を見つめ直し、活用するという視点は、非常に重要であると認識しております。しかし、これまで本市のみならず多くの自治体でも苦慮してきたことを考えれば、難しい問題であるということもまた事実であります。

本市には、「佃煮」、「梨」などの特産品や「石川理紀之助翁」をはじめとする偉人、また「牛乗り」や「新関ささら」といった伝統文化もございますので、こういった地域の貴重な資源を活用したまちの活性化策につきましては、次期総合計画策定の中で検討したいと考えております。

2つ目の「地域審議会廃止についての委員からの意見」についてお答えを致します。

先月27日、最終回となる地域審議会を開催し、10年間の総括を行ったところであります。会議では、合併特例債の発行可能期間が5年間延長されることに伴い、地域審議会にかわる会の設置を考えているかとの質問もありました。地域審議会は、市町村合併直後という特別な状態において設けられる特例的な制度であり、旧合併特例法第5条の4第1項の規定により、合併関係市町村の協議により期間を定めて置くことができるものであります。本市においては、合併時の協議により、旧昭和町と旧飯田川町地域に10年

間と期間を定めて設置したものであります。

本市では、この10年間で議員の皆さんをはじめ地域審議会委員、自治会や各種団体等々の方々の熱心な活動のおかげで、住民の意見が新市の施策等に反映されにくくなるという不安は払拭されているものと認識しており、今のところ新たな会の設置は考えていないと答弁しておりますが、昨日伊藤議員にお答えしましたとおり、必要だと、かわる委員会設置については必要だと考えております。

ご質問の2点目、「新市建設計画の今後5年間の管理」についてお答えを致します。

ご質問には、市長が地域に諮問する場や地域が市長に対し意見を述べる公式の場がなくなるとありますが、本市における地域審議会以外の住民意見反映のための制度、取り組みとしては、住民代表である議員の皆さんの活動はもちろんであります。そのほかにも自治会・コミュニティ・婦人会・老人クラブをはじめとする各種団体を通じた取り組み、外部委員で構成される付属機関への諮問等、または、その付属機関への公募委員の登用、さらには、重要な計画策定時には事前の住民アンケートの実施や素案段階でのパブリックコメントの実施、また、月1回の市長面会日の実施など、数多くの仕組みが既に構築されております。

また、新市建設計画の進捗管理が今後も地域審議会でなければならないということではございません。新市建設計画の内容は、合併後策定した「潟上市総合発展計画」へ既に引き継がれており、その進捗管理は市民からなる「推進委員会」で行っております。これまで、地域審議会では総合発展計画をベースに当該地域の事業の進捗管理を行ってきたものであります。したがって、5年間延長した新市建設計画の進捗管理につきましては、「総合発展計画」の進捗管理としてこれまでと同様に行ってまいります。

ご質問の3点目、「次期総合計画に盛り込む事項等」についてお答えを致します。

新市建設計画の重点プロジェクトで未実施である項目のうち今後必要とされる事業につきましては、次期総合計画へ引き継がれることとなります。

次期総合計画の策定につきましては、本定例会の施政方針で述べましたとおり、本市の豊かな自然環境を維持しつつ、人と環境に配慮しながら市民の皆様が活力と喜びを実感し、明日への夢と希望の持てる個性豊かなまちづくりを市民・議会・行政が手を携え協働しながら進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 小林議員の一般質問の3つ目、「大久保駅東西自由通路の建設について」お答え致します。

東西自由通路については、これまで答弁してきておりますように、駅周辺の踏切問題に一定の方向性が出てから検討するという考えは変わっておりません。同じ駅構内において道路との交差が増えることに対してJRの協力を得ることが難しいことから、東西自由通路の可能性については、踏切問題や街路計画と深く関係していることは小林議員がご承知しているとおりであります。JRの方針としては、市から正式に設置要望が出された段階で検討したいということでもあります。

小林議員が心配されておりますように、駅の利用状況も変わってきております。人口減少、高齢化の影響から、大久保駅の乗降者数も1日平均946人と、5年間で1日の利用者が約100人減っております。

小林議員は、駅周辺の整備計画が必要で、計画策定のためには「地域や駅利用者の意向調査が必要ではないか」とのご意見であります。また、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正により、27年度中に地域公共交通網形成計画を策定する予定でありまして、その中で、公共交通の利用実態調査、バス利用者アンケート、鉄道利用者アンケートを行うことになっておりますので、その際は併せて活用できればと考えておりますので、宜しくお願い致します。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） 4番、再質問ありますか。4番。

○4番（小林 悟） まず1つ目ですけれども、ご苦労様でございます。いわゆる今、創生会議をつくるということがありました。まず、今回は創生事業費をただ分配するのではなく、各自治体がおのずから政策を提案して、それから事業費をいただくということになると思いますので、是非とも中身については市長が本部長として自らやっていくということなので、この点については理解しました。了解しました。

そして、次に2つ目です。私は2つ目のことを心配しているというんですが、まず市長は、その協議、地域審議会にかわるものというのが必要ではあると言っております。昨日確か同僚議員からも出されましたけれども、必要であると。各地域にそれなりの協議会みたいなものを設けるということを聞きましたけれども、確かに諮問はしない、諮問はないですけれども、そういうものに近いものを設けると。いわゆるいろんな会議はありますけれども、やはり総合発展計画的なこと、全体的なものを網羅して市長に意見

を聞く、そして答えてもらう、そういう場が必要ではないかと思っておりますので、もう一度、そういう協議会の中身について、まずいわゆるいろんな会はありますけれども、やはり総合的なことをお答えする場というのは絶対必要だと思っておりますので、その辺についてお答え願います。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 地域審議会にかわるべき組織が必要だと、こう答えました。したがって、この後いろいろ、地域によってはハイツの問題とか、例えば今の久保駅の後、いろいろな課題が出てきます。そういう時点において諮問を答申していただくことでなくて、ご意見をフランクに聞く、そういう会議を考えています。したがって、全町的な課題もあるし、地域的な課題もあるということで、メンバーとしては旧3町から選ぶか、あるいは飯田川中心に選ぶか、昭和中心に選ぶかというようなことについては、今後もう少し検討していきたいと。

○議長（伊藤榮悦） 4番。

○4番（小林 悟） わかりました。そして、次に3番目になりますけれども、3つ目になりますけれども、（3）ですね。新市建設計画でうたわれている新市まちづくり重点プロジェクト、これが新市建設計画は5年間延長になりました。ということは、新たな総合発展計画もここだぶるわけですね。その中で重点プロジェクトがそのまま生かされるようになるのでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） ただいま、重点プロジェクトがそのまま継続するかどうかのご質問ですけれども、その内容についても今後必要とされる事業については継続になるかと思っておりますけれども、この内容については現在策定中でありまして今後検討してまいることになると思っております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 4番。

○4番（小林 悟） そういう答えが出てくると思いましたけれども、いずれにしる重点プロジェクト、私は言いたいのは、例えば次の（3）、3つ目にあります久保駅も含めた、これも重点プロジェクトの一つでありますので、これを継続されるのかどうか、いわゆる新市建設計画ですか、その中でありますプロジェクトの中で、まあ廃止されるものもある、あと終わったものもあると思っておりますけれども、また未完のものについては

このまま継続されていくのかどうか、これはひとつ大きな問題ですので、継続されるかどうかちょっとお願い、もう一度お聞きします。

○議長（伊藤榮悦） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 大久保駅に特化したご答弁ということですが、それも含めて今後検討していくこととなると思いますので宜しくお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） 4番。

○4番（小林 悟） 了解しました。そうすれば、3つ目の大久保駅も含めた今話ですので、この後まとめて重点プロジェクトとして考えていくというお答えをいただきましたので、これで質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（伊藤榮悦） これをもって4番小林悟議員の質問を終わります。

暫時休憩致します。20分までですね。11時20分まで暫時休憩致します。

午前11時08分 休憩

.....
午前11時20分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番佐藤義久議員の発言を許します。14番。

○14番（佐藤義久） 傍聴の皆さん、大変ご苦勞様です。14番の佐藤義久です。

私からは、1つ目、地方創生への参画について7項目ほど、2点目、大久保駅の改築と二田駅西口について7項目、3番の旧町・施設の活用計画について6項目、具体的な詳細になり過ぎますが、通告順に従い、ご質問致します。ご清聴のほど宜しくお願い申し上げます。

はじめに、地方創生への参画について。

はじめに、①本格的に動き出す「地方創生」に、2015年度の「まち・ひと・しごと創生事業」に1兆円の予算を計上、これにどのように関わり、地域の活性を図るお考えか、ご所信をお尋ねするものであります。

去る1月に南秋田郡内の各町村長のお話を伺う機会がありました。既にそれぞれ計画を立て、具体的に手を挙げていくようなことでありました。市当局は、具体的にどのような事業を模索しているのかについてお伺い致します。

次に、提案になりますが、以下の6項目は企画次第では「地方創生」に参画可能なものと考え、述べるものであります。

農業を基幹産業とする潟上市は、観光や独特な資源が豊富であります。さらには、地元出身の省庁に勤務する方は、積極的に支援してくれるものと考えるところであります。OBの方々のお話では、ある程度の地位につくと「ふるさとのために役立ちたい」と思うようになる。機会あるごとに相談すべきだと話しておりました。このたびも羽城中の卒業生が、財務省に入省される方がいると伺っております。各省庁道先案内はできるのではないかと考えるところであります。

次に、質問の2点目、提案の1つ目ではありますが、クリーンセンターの排熱を活用した温室の団地化構想を企画してはいかがでしょうか。

クリーンセンターは16時間稼働と伺っています。残りの8時間の部分はボイラーの設置でも、現在花卉などハウスを使っている事業者には燃料代が3分の1となり、経費の節約になり、出荷されるものの競争力強化になります。また、稼働中のガラス温室も老朽化して修理修繕は限界との話も聞こえます。個人で新設は難しいとも伺います。ガラス温室の団地は、クリーンセンター近くの農林省用地及び周辺田んぼを想定するものです。生産作物は花卉のほかに学校給食に使われる野菜などにも活用する計画で設備され、農業高校と提携することにより、研修の場、実習の場、就業の場の提供につなげる構想であります。若者が定住し、人口の減少に歯止めにもなるかと考えます。この点についてはいかがでしょうか。

③後継者育成支援について。

食品加工業の30代の後継者で、こんな構想を企てる若者をご紹介致します。現在の社屋・用地に限界を感じている。新規計画で養殖事業も考えているが、私たちには工業団地に進出は無理だろうか。用地を準備するにも資金面で調達は可能だろうか等々、心配のご様子。こうした若者がいることは、将来の展望を持ち、前途明るい状況に思います。企業誘致規定適用など、このような方々をバックアップすることではいかがなお考えでしょうか。

また、④「八郎まつり」が来年には50回の節目の年に当たります。方上文化研究会が八郎太郎の足跡をたどり、生家から二ツ井・三倉鼻、または新関・秋田・仙北など、宿を求めたとされるところに木の標柱を建立しております。生家は、八郎太郎の生家と刻んだ石の塔を立てているようではありますが、ほかは木柱のまま、倒壊したりしていま

す。秋田県の三湖物語の観光PRに、市当局が関係町村と連携して事業を展開することはいかなもののでしょうか。

⑤として、近年、石川理紀之助翁がクローズアップされております。没後100年の節目の年を迎えております。観光、都城市との交流も動き始めたようであります。伝承館の増設リニューアル、さらにはブルーメッセからのアクセスの改善等々、いかなもののでしょうか。

⑥として、天王グリーンランドスカイタワーから北側に田んぼアートを企画してはいかなもののでしょうか。

私は先日3階の展望サロンに行ってきましたが、十分いけると思います。もしくは花壇もあると考え、幅がないとすれば左側の山を利用できると確信してきました。これは、時々孫を連れてくる秋田市の方のご提案です。「北側の田んぼは捨てがたい景観がある。田舎館村には観光客が大幅に増えている。二番煎じでもよいのではないか。田舎館の指導を受けて是非活用すべき」と話されておりました。この点についてのご所見をお聞かせください。

次に、⑦潜在資源の活用についてであります。もちろん毎度申し上げております豊川油田も、タールピットの間として海外にもPRされております。さらには、先の県立博物館で行われた展示、うたせ船等々、潜在資源は豊富にあります。さて、いかがお考えかご所見を求めるものです。

縷々申し上げましたが、以上のことについて、雇用の拡大・若者の定住、ひいては人口の増につながるものに進展させることができるものと考えます。ご提案の6点についての見識ある答弁を求めるものであります。

大きい2番、大久保駅の改築と二田駅西口について。

このたびの質問は、私の中で12月は不完全燃焼でありましたので、各事項につきましては具体的な質問をしないといけないと感じましたので、個別に具体的に問いたださせていただきます。

12月の議会で、大久保駅に関し、その後の協議や打ち合わせの進捗状況についてと、JR側との協議後の市の計画やお考えをお伺いしましたところ、ご答弁は、附帯決議の提出があったためにJRとの協議が遅れたとの理由で、経緯としてお聞かせいただいております。当局は附帯決議書をどのように扱われたのか。8月のJRとの協議までにどのように内部検討されたかがなければ、遅滞した理由にはならないのではないかと考え、

再度質問致します。

はじめに、2カ月間遅滞したのはなぜか疑問であります。この間は、庁内協議の結果は結論として、利用者の必要なトイレの改修、駅舎の改築、狭隘な駐車場の整備ということの理由のようですが、基本に返ってのことであり、2カ月もの空白は必要とは考えられません。調査・検討はどうであったか疑問であります。留保とした理由は、当然のことと思える西乗降口と東西通路は優先であるとのことであり、駅舎の改築は、別棟でトイレ改修だと唱えてのことです。当局はトイレに関してのご答弁を、防犯のためにとのこと。しからば現在、出戸駅・上二田駅・天王駅・羽後飯塚駅は駅舎内のトイレではありませんので、議会答弁に整合性がないと思います。留保した西乗降口と東西間の通路についても、これまでその必要性を訴えてきましたが、「二田駅にも西口はありません」との当局の議会答弁には、ほとんどあきれられるばかり、将来のためには二田駅の西口分譲地の1の7か1の8は先行取得すべき用地と考える位置にあります。将来は西口の必要に迫られるものと考えます。また、西口を先で利便性を誇示することもあってもよいのではないかと考えさせられるところでもあります。

12月の質問でもあまりにもご答弁に不満があり、次回に持ち越す決断をし、このたび再度質問に立ったのであります。12月質問の前段、西乗降口についても東西自由通路も待望が市民の総意と受けとめておりますと申し上げたにもかかわらず、一言も触れておりませんでした。

はじめに、①JRとの協議を遅滞させたとされる附帯決議書の扱いと、駅舎のみの改築と結論に至った訳をお聞かせください。

次に、②JRとの協議の際にも西乗降口・東西自由通路は、議題、話題にはならなかったのでしょうか。協議はしたが「協定書」の中にはうたわなかったとすれば、その理由をお聞かせください。

さらに、市の計画をお尋ねしたところ、トイレを水洗化のため駅舎のみの改築であり、今後の事業計画では27年度中に工事完了とのご答弁で、設計完了後に27年早々に施工に関する「協定書」を交わされ工事着手とのことでありました。JRとの協議は、地元議員を中心とした附帯決議書があったので積極的に進められなかったとのこと、なぜ進めることができなかったのですか。先ほども申し上げましたが、「トイレの改修を含めた駅舎改修を留保する」とのことで、2カ月間の停滞を招いたとの説明でした。昨年8月に協議し、9月の10日に協定書、12日に設計に関する協定書を交わしJRで基本設計を

している等々、工程を説明。設計段階の「協定」の仕様については触れておりませんでした。建築される駅舎の面積、構造、屋根の形状、屋根葺き材料、外壁・仕上げ材料、床仕上げ材料等々、ほかにも記されたものがあると思います。

③として、協定書の内容・条件についてお聞かせください。

次に、大久保踏切閉鎖について、12月議会の一般質問で進捗状況をお尋ねしました。協議や打ち合わせの状況を質問しましたが、ご答弁は、「JRとの協議は地元議員を中心とした附帯決議書の提出があったので積極的に進められなかった」との回答でした。東西間の通路は人が行き交うものでも道路とみなされ、踏切の閉鎖につながるということでしたが、いま一度確認しますが、ご答弁に誤りはありませんでしたか。私は今でも理解に苦しみ、くすぶっていますので、再確認の意味でお尋ね致します。

④です。東西間の通路を大久保駅に設けた場合は、道路とみなし、交番前の踏切は構内のために閉鎖されるということでしたが、間違いなく閉鎖されることのように思いましたか。いかがでしたでしょうか。

質問の⑤ですが、JRが占有する面積に対し負担する金額、抛出金額は幾らですか、お知らせください。

次に、小公園の「摂政の宮さま」の御手植えの松については、「跡地としていろいろな手立てで復活するのも、地域振興の手段と歴史の1ページかと思えます」とお尋ねしたのですが、その痕跡や形跡がないということで、これもまた地域の玄関口として市民の皆様から喜ばれる整備をしたいと考えておりますとのご答弁でした。

質問の⑥としては、御手植えの松は調査するとも、調査して標柱などを加えての整備なのか確約したご答弁ではありませんでした。御手植えの松によじ登り叱られたという60代前半の方もおりますので、この点についていかがお考えなのでしょう、お答えください。

⑦として、二田駅の西口のための用地取得についてのお考えをお聞かせください。

次に、大きく3つ目、旧町・施設の活用計画について。

12月の議会において、昭和庁舎をこども園に改修した場合について質問させていただきました。「こども園」にとの新聞報道以来、一様に驚きを隠せない方々がおりました。委員など委嘱を受けた方々は、会議では「こども園」は答申に入れておらなかった、あの会議の時間は「何だったんだ」と嘆いておられた方もおります。検討委員会の報告になかったにもかかわらず、市民の議論を深めていただくために単に一石を投じたとは、

いかななものかと思えます。議会に提案された時点で、昭和地区の3保育園の統合の必要性はあると感じております。保護者会の理解も得てのことかと思いつつ縷々お尋ねしたところですが、「こども園」の手続も相当の時間を要するとのことをも伺いました。私は大豊小の隣の石柱に、孟母三遷を記した中央保育園を改修すべきであるとの思いで考えを述べました。万が一にも庁舎が「こども園」と確定した場合は、新年度の開園、来春まで空白期間となります。これでは企画・計画がずさんすぎませんか。庁舎を改修した際の改修費として2億4,000万円を見込んでいるようですが、お尋ねしたところ概算であり、目安とのことでした。大概是、限りなく実施予算に近いものをご提案すべきものと考えます。

質問の1点目、「こども園」を1案として議会に提出したご所信と、この点の経緯をお聞かせください。

質問の2点目、「こども園」を新築した場合の6億円、その積算根拠をお聞かせいただきたいと思えます。

次に、この議場を視聴覚ホールの設置に期待して質問したところ、意思の伝達が当局に伝わらず、発言に不足がありました。あえて2案の改修費が低く抑えられる社会福祉協議会や図書館、出張所の入居に賛同しながら、莫大な事業費のかかるものを提案するのかと理解できない旨のお叱りのご答弁でしたが、私の考えをいま一度申し上げます。

質問の3点目になりますが、この議場を「視聴覚ホール」にとの思いでありました。市民の映画鑑賞会や、はたまた講演会、ミニ講座など100名くらいの収容可能な大きさであり、音響効果も良好で、改修はほとんど必要なく利用できます。さらには、議長の後ろには町民が手をつないでいる姿で、町民の一体感、丸いこの室は「和」を強調し、上部をめぐる3本の綱は町民の絆をあらわし、コミュニティの輪、調和、昭和の輪をコンセプトに、さらには、天井は宇宙をあらわし、床のカーペットは八郎湖のさざ波を表現したものであると記憶しています。市民の目線と協働の精神的な立場から市民のための施設である、この思いを地域住民に継承することも我々の義務ではないでしょうか。市民に公開する施設であってもよいと考えてのことでありました。よって、10年、20年を考慮して見識あるご答弁を求めるものであります。

質問の4点目として、市民の声を反映したものをと施設利用について市民の声を代弁させていただきましたが、八郎潟ハイツの計画施設の建設自体、「不要論」も浮上しているのと「アンケート調査」を進言しましたが、調査はしないとのことでした。住民の

意向とかけ離れたものが建設されても、一時的には利用されるでしょうが、長く持続しないのではないかと推測しています。八郎潟ハイツの跡地利用の「アンケート調査」を要しないとしたその理由をお聞かせください。

5点目、今後の施設はプロポーザルに参加依頼するための補正予算化されました8社に、どのような条件で提案していただくをお願いしておりますか。事業概要の安全・安心の防災基地、いきいき健康増進施設、屋内練習場（多目的人工アリーナ）、交流研修施設の4点のほかに加えた設計条件がありましたらお聞かせください。

次に、6点目、最後のご質問になります。天王庁舎跡地、郵便局付近に公営駐車場を望む市民がいるとのことをお伝えしましたが、そのお考えはないとのご答弁でありました。本庁舎跡地に限らず、第2庁舎跡地も駐車場用地と考えたらいかがでしょうか。先の定例会では売却または賃貸の報告でしたが、その後の進捗状況なり経過についてお知らせください。

これまで私は、グランドデザインが最優先であると幾度となく進言してきました。先般、商工会の新年会で、合併10年、これからがグランドデザインと話されたと伺います。木を見て森を見ずのことわざがあります。市全体を見てほしいし、市民の声を謙虚に受けとめていただきたいものです。これについては再検証・再検討の必要があるとの声もあります。公営駐車場の設置についての当局のご答弁を求めるものであります。

以上で壇上からの質問を致しますが、明確なるご答弁をお願いし、ご清聴ありがとうございます。

- 議長（伊藤榮悦） 当局より答弁を求めます。石川市長。
- 市長（石川光男） 今この後、副市長あるいは部長が答えますが、私からお聞きしたいのは、今ハイツについて不要論があると、具体的におっしゃってください。
- 議長（伊藤榮悦） 当局より答弁を求めます。反問権、反問権。反問権でないです、それ。
- 市長（石川光男） 質問です。
- 議長（伊藤榮悦） 質問はできません。
- 市長（石川光男） 今、議長の許可を得ますので、あえて言います。八郎潟ハイツについて不要論があるという風聞ですね、それは。風評でしょう。具体的に答えてください。14番さん、あなたが必要でないという考えはわかりますよ。それが、ほかの人が言っているというようなことでしょう。不要論という声もあると。どっからその声が出てきたか

具体的に教えてください。

○議長（伊藤榮悦） いや、質問者の質問に教えてください、執行部、当局は。それで結構です。

○市長（石川光男） 議長、反問権あるんですよ。

○議長（伊藤榮悦） ありません。

○市長（石川光男） いや、反問権はですね。

○議長（伊藤榮悦） ちょっと暫時休憩します。

午前 11時50分 休憩

.....
午前 11時57分 再開

○議長（伊藤榮悦） それでは暫時休憩ということで、午後1時30分より会議を再開致します。

午前 11時57分 休憩

.....
午後 1時30分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど佐藤議員の一般質問について、市長からの反問について協議したいと存じますので、議会運営委員会を開催致します。

暫時休憩致します。

午後 1時31分 休憩

.....
午後 3時08分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、鑑議員から所用のため欠席という報告がありました。

議会運営委員長の報告を求めます。3番。

【議会運営委員会の報告】

○議会運営委員長（佐々木嘉一） 先ほど議長からの要請により議会運営委員会を開きましたので、報告させていただきます。

委員会は、委員全員と正副議長が出席し、開きました。委員会では、まず先ほどの件に関して、会議議事録を再現して精査致しました。

議事の進行について申し上げます。

議長の発言は、議事整理権上、問題はないと判断致しました。

また、市長の反問権に関する件について申し上げます。

市長の反問権の八郎潟ハイツ不要論の根拠を求める質問にあたり、検討致しました結果、議会基本条例第7条第2項の解釈上、適切ではないと判断致しました。

また、今回の八郎潟ハイツ不要論の件につきましては、14番佐藤議員は先般の12月議会においても一般質問した事実がございます。したがってこの件に関しては、議会運営委員会では市長において発言を取り下げすることを求め、委員会の報告と致します。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） ただいま議会運営委員長の報告がありました。市長に発言の取り下げを求めます。市長の答弁を求めます。

○市長（石川光男） ただいま議運の委員長から、議長の発言については問題ないと、議事録を再現させたと、どこの議事録ですか。あれ、休憩でしょう。休憩中の話でしょう。それと、適切でないという根拠。私の発言が適切でないと。それと12月も質問したということは、12月とは今違うでしょう、全然。過去の話だよ、12月は。今議会は今議会でしょう。それを一緒くたにして適切でないということはおかしいんです。その3つについてお答えください。

むしろ私は、14番さんが取り下げるのが妥当と思いますよ。この件については別に議論しなかったですか。

○議長（伊藤榮悦） 市長、再度申し上げますが、発言を取り下げますか。いかがですか。しませんか。

○市長（石川光男） しないというよりも、理由が、私の質問に対して却下の理由を聞いても、三つ聞いても答えがないんです。

○議長（伊藤榮悦） 暫時休憩します。改めて議会運営委員会を開催します。

午後 3時12分 休憩

午後 3時49分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員長の再報告を願います。3番。

【議会運営委員会の報告】

○議会運営委員長（佐々木嘉一） 議会運営委員会を再度開会した結果をご報告致します。

先ほど市長より、休憩中のことではなかったかというふうな発言がありましたけれども、確認した結果、会議の開会中のやりとりを私ども参考として協議しましたので、その点について報告致します。

なお、反問権の第7条の市長等との関係の中で、1項の2あります。議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長及び教育長は、議長又は委員長の許可を得て、議員又は委員からの質問に対し、質問趣旨の確認等のための発言をすることができますというふうな規定がございますが、この件に関しても先ほど市長の方からその件は何も検討しなかったのかというふうなお話もありまして、委員会で検討致しました。7条の1項2号の規定もがございますが、この議会基本条例を施行する際に議会では、議会運営に関する申し合わせ事項というふうなことで作成しております。この件については執行部の方へも書類は行っていると思いますが、その中で、2の反問権についてというふうなものがございます。（1）ですが、市長、教育長は議長の許可を得て反問権を行使できると。（2）には、反問は質問の趣旨・内容の確認を原則とすると。質問の趣旨・内容の確認を原則とするというふうなことであります。しかし、但し書きがございまして、ただし、数字、法令などの解釈に重大な錯誤がある場合やその他事実と明らかに相違する内容については、質問者にその根拠・背景を問いただすことができるというふうな規定がございます。

このたびの一般質問の内容の、不要論ということに対しての言ってみれば反問権の行使であります。不要論、事実と明らかに相違するというふうなことなんです。非常にこの点が非常に確認しがたい事実ではないのかなというふうなことであります。不要論もあるでしょうし、必要論もあると思います。どちらが事実なのかについては非常に明確にすることが困難ではないのかというふうなことから、その事実を確認することができないということから、それは質問者の表現の自由に値するのではないのかなというふうなことであります。したがって7条2項の解釈については、委員会としてはそのような判断を致しました。

したがって、先ほどの報告のとおり今回の市長の発言については取り下げするよう求めるものであります。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） ただいま議会運営委員長の再報告がありました。市長に発言の取り下げを求めます。市長、答弁を求めます。

○市長（石川光男） 先ほどの第1回目のあれは、取り消しは適切でない。理由聞いたらわからなかったということ。それから、12月の議会でもあったからいいんでないかということ。今調べたら、12月の議会は確かに不要論があった。ただし、山の上とか、がけの上だから不要論があると。今回は不要論があるからアンケートやれということなんです。中身全然違うんですよ、それと。

それから、確認します。14番の質問で、不要論については今いみじくも議運では事実と確認しがたい事実だと。それをもって私の方を取り消しと言うんですか。取り下げれと言うんですか、その理由で。全く違うでしょう。今委員長は、14番さんの質問は、この不要論についての事実と確認しがたい事実があると、困難だと、そう言ってるんですよ。もう一回言います。私は風聞、風評の質問、たぐいだと思いますよ。今まで議運も、風評、風聞はあれでしょう、議運で認めないでしょう。今回、事実、14番の質問は風評、風聞については取り替えてるんですよ。すりかえているんですよ。こういうようなことですよ。

質問について、事実と確認しがたいことだから自由に質問することができるんだと。そうすると、風聞、風評はいいということですか。再確認します。絶対承服できませんよ。これはっきり言って、市民に公表するんでしょう、これ。私がこういうことで、こうやったら議運でこうなると。もちろん広報等でやると思いますけども。これでいいですかと、再確認します。

申し合わせ事項のあれで、7条の2について適切でない。7条の2項というのは、発言することができるということですよ。それが適切でない。適切でない理由聞いたら、わからないと、答えられない。もう一回開いた。で、開いた結果、あれだ、事実と確認できないと、不要論については。不要論があると言ってるんだもの。だからアンケートやれって言ってるんですよ。ちゃんと質問の内容見てますか。不要論があるからアンケート調査やりなさいと。違うんですよ、12月とは。そういうことになると、風聞、風評でどんどんどんどん歯どめができなくなりますよ。一般質問。議運というのは歯どめかけるんでしょう。ルールがあるんですから。今度、ルールがあといいと言うんですか。風聞、風聞でもいいということですか。教えてくださいよ。

○議長（伊藤榮悦） 市長、ちょっと伺いますけども、そういうふうなことで今議会運営

委員会から改めて報告がありました。それもやはり納得できないので、いわば取り下げ要求には応じないと、こういう結論ですか。

- 市長（石川光男） はっきり言ってね、私に答えてないんだよ。
- 議長（伊藤榮悦） いや、答えてると思いますよ。
- 市長（石川光男） いや、いま事実と確認しがたい事実だから困難だと。だから自由に値すると、あの質問は。せば、風評、風聞でもいいんですねと確認してるんだよ。まだ確認しているんです。返事きてないですよ、議長。
- 議長（伊藤榮悦） いやいや。
- 市長（石川光男） そのほかにも議長として、議運でも質問、これ出るでしょう、必ず。
- 議長（伊藤榮悦） はい。
- 市長（石川光男） だから、まず私の質問したことについて答えてください。風評、風聞でもいいかと、これから。
- 議長（伊藤榮悦） いや、議会運営委員会で決定した事項ですから、ですからそれについて。
- 市長（石川光男） いや、返事してるんだ。
- 議長（伊藤榮悦） 再度報告、いわゆる議会運営委員会を開いて、そしてそういうふうな結論に達して2度目の報告をやったわけですから、それでもまだ不十分だということ。
- 市長（石川光男） いやいや、答えきていない。議長、聞いてるんですか。
- 議長（伊藤榮悦） 聞いてますよ。
- 市長（石川光男） 今言ったこと、文書で流してくださいよ。へば、もっともっと質問できる。要するに私が言ってるのは、14番さんの質問については、不要論ということについては事実と確認しがたい事実だと、困難だと、だから自由でいいって言ってるんだよ。私は、これからは風評、風聞でも一般質問はできますかと。今までそうでなかったんです。
- 議長（伊藤榮悦） はい。議長として、議会の一般質問というのは、まあ別に何だかんだというわけじゃないですけども、これは私たちは市民から負託を受けて、そして一般質問も全部やってるわけですよ。ですから市民が、こういうふうな市民の声があるということは、それは当たり前のことでしょう。一般質問するときに。
- 市長（石川光男） 風評、風聞ではだめだということだ。

○議長（伊藤榮悦） 風評でないですよ、これ。

○市長（石川光男） 何ですか。

○議長（伊藤榮悦） 今の不要論というのは。

○市長（石川光男） 事実としがたい困難な問題で、今、議運で言ってるでしょう。この質問について。あなたの意見、違うでしょう、また。

○議長（伊藤榮悦） いや、だからね、市長はね……。

暫時休憩します。それでは、また改めて議会運営委員会を開催します。

午後 4時01分 休憩

午後 4時49分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りしますが、会議の時間というのは、会議規則9条、会議時間は午前10時から午後5時までとするというのがありますので、これはあれですか、いかがでしょうか。

このまま時間を延長しますか。それとも日程を変更して後日というか、3月2日ということになるかと思いますが、その上では常任委員会を1日繰り下げるとありますが、どんな方向でいったらよろしいでしょうか。8番。

○8番（藤原典男） 今この話がね、どういうふうに進んでいくかわかりませんが、時間かかるかもしれないし、そうでないかもしれませんが、やったとしてもまだ一般質問の答弁の方が残っておりますので、まず今日はこれで終わりにして、月曜日への日程変更を、私、した方がよろしいと思います。

○議長（伊藤榮悦） そういう意見がありますが、そういうふうな方向でよろしいでしょうか。そうすると手続等もございますので、いかがなものでしょうか。

今の意見は、これを打ち切って、それで月曜日、3月の2日、これを再開して、そのかわり常任委員会を1日繰り下げると、こういう案でありますので、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） これは採決でいきますか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしですか。じゃあ、そのように致します。

それでは、そうすると月曜日は、これは当局の説明というか、当局の説明から始まります。答弁、答弁から始まります。

○8番（藤原典男） 議長。

○議長（伊藤榮悦） はい。

○8番（藤原典男） 今この流れからすればね、議会運営委員会のやはり報告してないので、そこから始まるのが筋じゃないですか。

○議長（伊藤榮悦） はい。そうすると、そういうふうな方向で10時から、3月の2日の10時から議会運営委員会の報告から、それから14番の一般質問に対する当局の答弁から始まります。そういうことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） そうすれば、今日はこれにて散会致します。

3月2日10時より再開しますので、宜しくお願い申し上げます。

どうもご苦勞様でした。

午後 4時53分 散会

